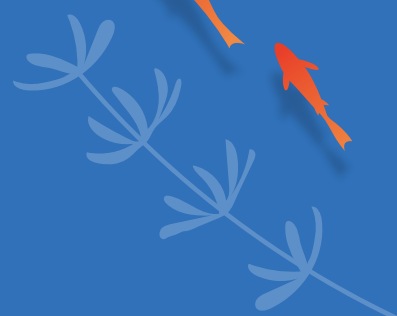


第4編

資料編





基本構想

第2次弥富市総合計画 『わたしとみんなの未来計画』



目標年度 令和10年度

基本目標

1 いつまでも住み続けたい
安全・安心なまち

【生活環境】

2 笑顔あふれる、健やかで
共に支え合うまち

【健康・子育て・福祉】

3 心豊かで文化を育む
人づくりのまち

【教育・文化・スポーツ】

4 人と地域の資源を活かし、
にぎわいを生み出すまち

【産業・雇用】

5 良好な都市基盤が整った
便利で快適に暮らせるまち

【都市基盤】

6 市民と行政がつながり、
共につくるまち

【協働・行財政】

施策目標

- 防災対策の推進
- 消防・救急体制の強化
- 防犯・交通安全対策の推進
- 環境衛生の充実
- 環境対策の推進

- 子育て支援の充実
- 高齢者支援の充実
- 健康づくり・医療体制の充実
- 障がい者支援の充実
- 地域福祉の充実

- 学校教育の充実
- 生涯学習の充実
- スポーツの振興
- 文化・芸術の振興
- 青少年の健全育成

- 農水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用対策・勤労者福祉・消費者保護の充実

- 上下水道の充実
- 道路・交通網の充実
- 治水対策の充実
- 市街地の整備
- 公園・緑地の充実
- 住環境の整備
- 港湾地域等の整備促進

- 持続的な行財政運営
- 市民協働の推進
- 男女共同参画の推進
- 人権啓発等の推進
- 多様な主体との交流・連携の推進
- コミュニティの強化
- 情報の共有

将来像

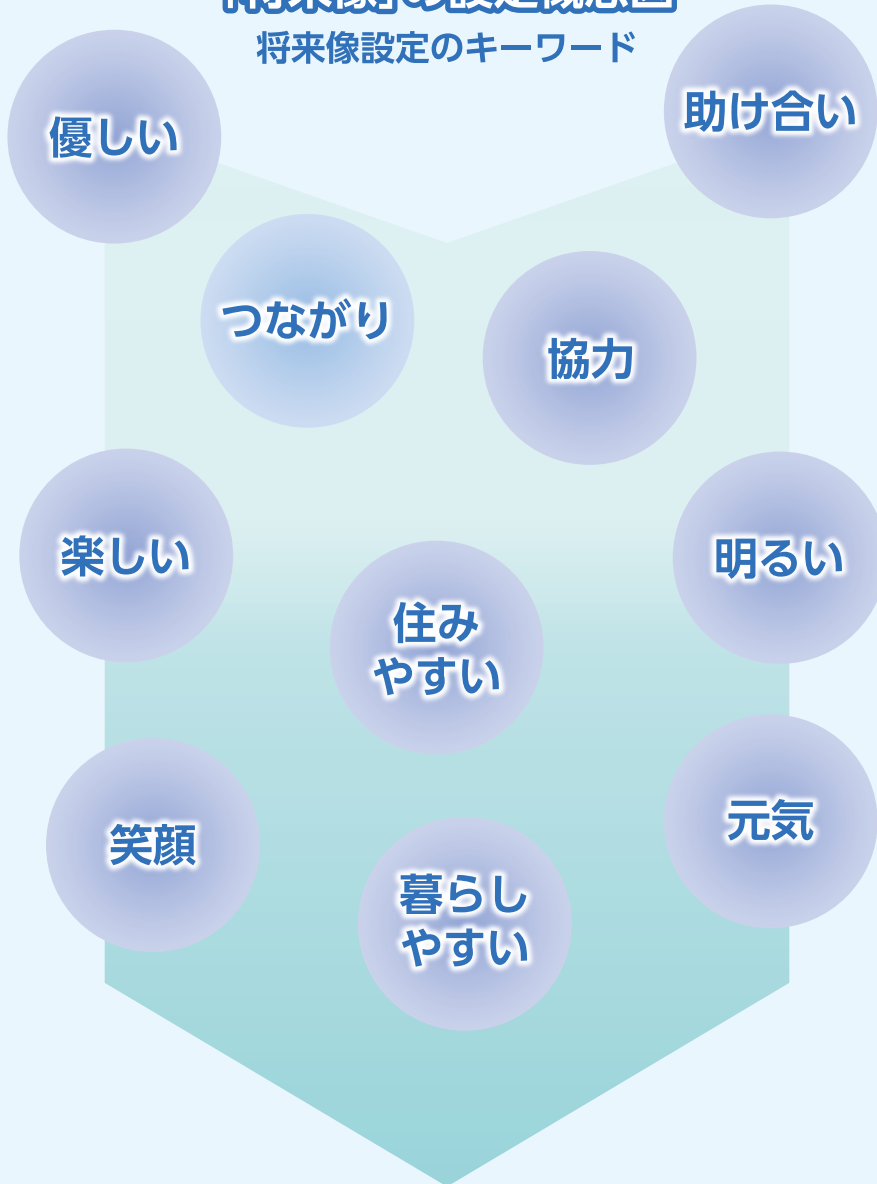
地域でつくる「人・自然・文化」の調和輝く未来へ繋ぐまち・弥富

第1章 | まちの将来像

「第2次弥富市総合計画」策定時、市民・中学生アンケートで出された今後のまちづくりに込めた思い(キーワード)をふまえ、本計画の期間(平成31年度～令和10年度)において目指すべき、市の将来像を『地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富』とします。

『将来像』の設定概念図

将来像設定のキーワード



将来像

地域でつくる
「人・自然・文化」の調和
輝く未来へ繋ぐまち・弥富

第2章 | まちの将来フレーム

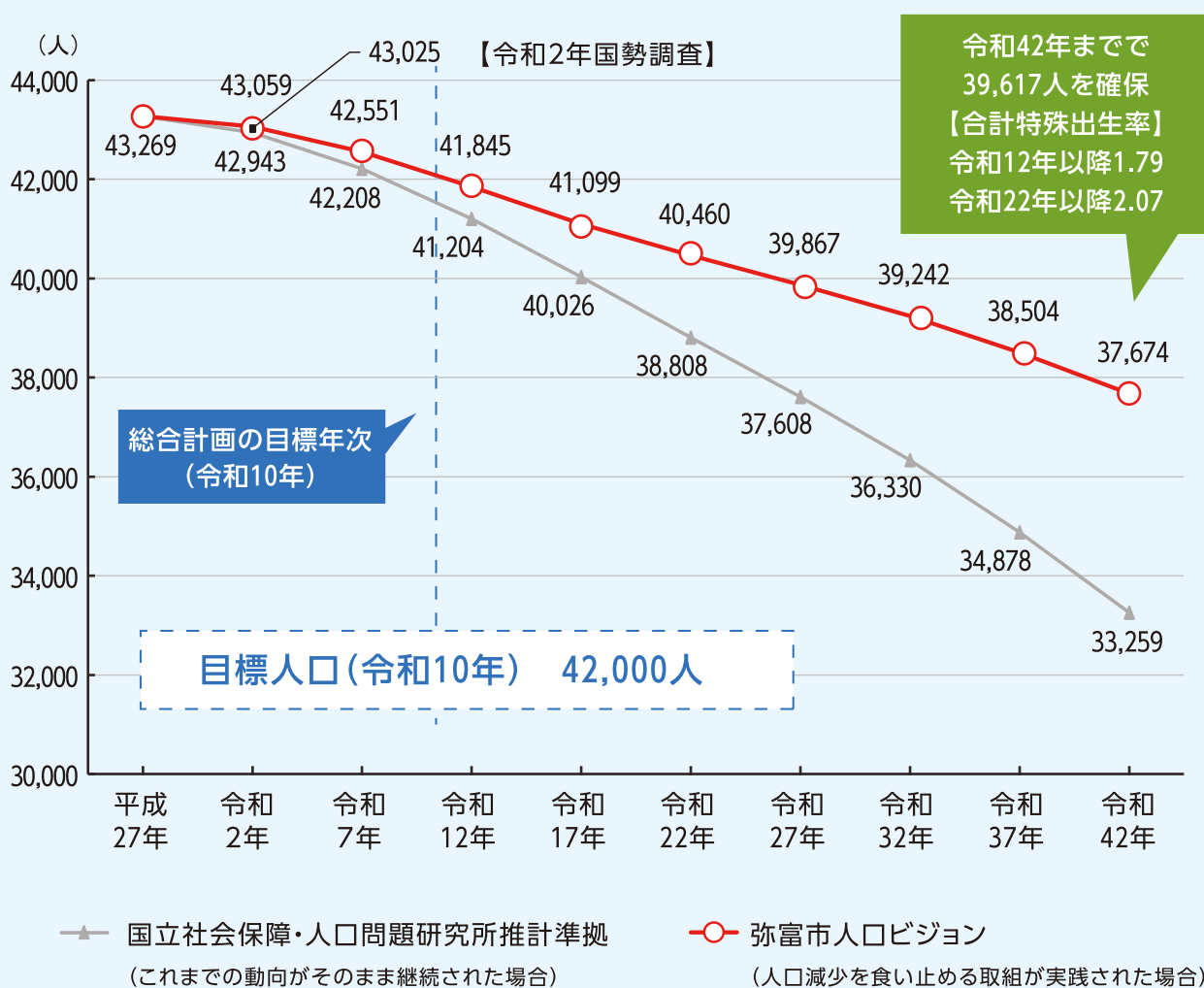
1 目標人口等

(1) 人口

本計画における将来フレームの基本となる目標人口については、弥富市人口ビジョン(令和5年度改訂版)に示す人口の将来展望(令和42年:37,674人)を前提とし、本計画期間最終時点の令和10年で42,000人と見込みます。

なお、令和2年国勢調査時点においては、既に推計値をやや下回る人口となっています。

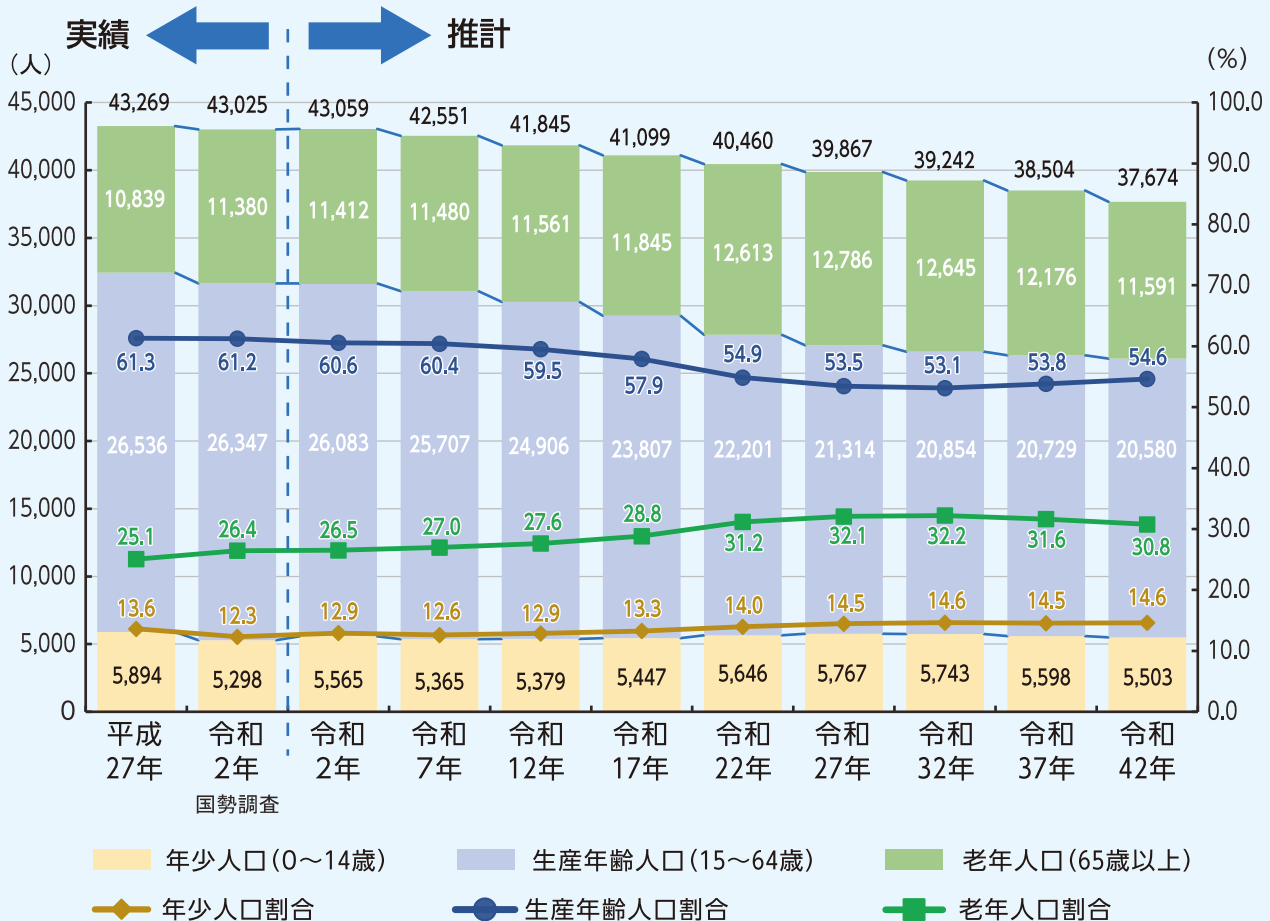
◆人口の将来展望(弥富市人口ビジョン)と総合計画の目標年次人口



(2) 年齢別人口

目標人口を基に、その年齢3区分別人口をみると、令和10年の15歳未満人口は5,373人、15歳以上65歳未満人口は25,226人、65歳以上人口は11,529人となり、現状程度の構成比は維持しつつも、少子高齢化は進行していきます。

◆年齢3区分別人口及び割合の見込



◆令和2年における国勢調査及び推計値

	令和2年		差
	国勢調査	推計値	
年少人口(0~14歳)	5,298人	5,565人	-267人
生産年齢人口(15~64歳)	26,347人	26,083人	264人
老年人口(65歳以上)	11,380人	11,412人	-32人
総人口	43,025人	43,059人	-34人
年少人口割合	12.3%	12.9%	-0.6%
生産年齢人口割合	61.2%	60.6%	0.7%
老年人口割合	26.4%	26.5%	-0.1%

2 財政の見通しと対応方針

国の月例経済報告(令和5年2月)によると、景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しているとされています。先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあり、景気が持ち直していくことが期待されるものの、物価上昇、供給面での制約等に十分注意する必要があります。

本市では、行政改革大綱に基づき、事務事業の見直し等、削減・減量型の行政改革に取り組み、直面する財源不足の解消を図ってきました。

昨今では、物価・石油価格高騰等により、目まぐるしく変化する社会情勢に対応した市民サービスの供給を行いつつ、激甚化する大規模自然災害等に対する備えや、既存のサービスに加え、自由通路等整備事業による投資的経費の増加、学校を始めとする公共施設の老朽化への対応など今後の行政課題に対しても的確に対応する必要があることを見据えて、これから先の財政運営を考える必要があります。

◆歳入・歳出の見通し

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
歳入計	17,681,992	18,503,437	17,348,064	17,122,142	17,356,285
市税	8,711,700	8,956,700	8,986,700	8,946,700	8,956,700
地方譲与税	307,700	307,700	307,700	307,700	307,700
各種交付金	1,480,001	1,480,001	1,480,001	1,480,001	1,480,001
地方交付税	505,055	400,178	375,238	418,192	442,658
分担金及び負担金	47,912	13,562	25,959	1,262	1,262
使用料及び手数料	242,598	242,598	242,598	242,598	242,598
国・県支出金	3,604,739	3,985,852	3,628,742	3,442,522	3,294,114
繰入金	406,913	498,872	461,552	510,093	625,478
繰越金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
市債	1,461,000	1,703,600	925,200	858,700	1,091,400
その他	414,374	414,374	414,374	414,374	414,374
歳出計	17,681,992	18,503,437	17,348,064	17,122,142	17,356,285
義務的経費	8,263,183	8,275,468	8,382,469	8,455,816	8,585,979
人件費	3,700,879	3,699,927	3,712,121	3,706,101	3,710,527
扶助費	3,340,985	3,414,486	3,489,604	3,566,375	3,644,835
公債費	1,221,319	1,161,055	1,180,744	1,183,340	1,230,617
投資的経費	2,740,897	3,504,772	2,166,376	1,814,898	1,856,188
その他の経費	6,677,912	6,723,197	6,799,219	6,851,428	6,914,118
物件費	2,615,520	2,615,520	2,627,403	2,630,810	2,615,520
維持補修費	147,776	147,776	147,776	147,776	147,776
補助費等	2,439,655	2,461,940	2,483,079	2,508,881	2,563,861
積立金	5,367	5,367	25,367	25,367	25,367
繰出金	1,409,593	1,432,593	1,455,593	1,478,593	1,501,583
その他	60,001	60,001	60,001	60,001	60,001

3 都市空間像

(1) 基本的な考え方

まちの将来像『地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富』の実現を目指した、都市空間像を空間的かつ概念的に示します。

土地の都市的利用及び自然的利用の区分や面的な広がりを表す「空間構造」とともに、にぎわいや交流を促し、交通結節機能を活かしたものづくり産業の集積を図り、かつ様々な都市活動や日常生活を支える機能が集積する「拠点」、地域間の人々の移動や交流・連携を支える「ネットワーク」の要素をもとに描きます。

なお、居住にかかる空間形成にあっては、人口減少をふまえた、集約型都市構造(コンパクトシティ)の形成に配慮していくとともに、都市計画に基づく土地利用上、本市には住宅専用用途はほとんど指定がない状況にあり、居住人口の受け皿となる市街地の整備・充実にあたっては、周辺環境との調和に配慮していく必要があります。

◆「都市空間像」設定のポイント

- 本市の主要な機能・施設が集約し、にぎわいある中心拠点を核とした、コンパクトで利便性の高い定住空間を形成
- 市内の各地域で、市民の生活を支える機能や施設が集積する地域拠点を形成
- 広域的な交流や産業の活性化に向け、各空間から全国へ広がる都市間ネットワークを形成
- 中心拠点を核として各拠点間を結び、商業機能の充実、生活利便性の向上や地域間の連絡性を強化する地域内ネットワークを形成
- 本市の産業を支える国際物流ネットワークを活用した産業空間を形成

(2) 都市空間像

前項をふまえ、以下に示す要素により、将来的な都市(弥富市)の空間像を設定します。

設定	概要
空間構造	現状の機能や地域の特性を活かした「住」、「農」、「産」の3つの要素を設定
中心拠点	交通結節点機能を主とし、消費や教養・学習、交流など多様な都市活動が展開される拠点
地域拠点	行政施設、商業施設等様々な公共公益施設が集積し、市民生活の利便性の向上や、交流・レクリエーション等を支える拠点
物流・交通拠点	港湾部や高速道路インターチェンジ、鉄道駅など、物流・交通機能を支える拠点
都市間ネットワーク	本市と中部地方の主要都市等を結び、物流・広域的な交流の主軸となる動線
地域内ネットワーク	市民の生活を支える主要な拠点を結び、市内の円滑な移動、交流を促す動線
物流ネットワーク	本市の物流産業を支える陸、海、空の動線

◆市内における拠点配置とネットワークの概念図



第3章 | まちづくりの基本目標

まちづくり分野に対応した6つの基本目標を設定し、これらに基づき具体的な施策を推進していきます。

◆まちづくりの課題認識をふまえた「基本目標」設定(整理表)

まちづくりの課題認識(ポイント)						
1 安全・安心なまちづくり(防災・減災など)への対応	・市民の防災意識の向上 ・社会的弱者に対する犯罪の抑止 ・高齢社会ならではの課題解決 ・安全安心な暮らしの確保			・悪質商法などの抑止	・治水、護岸整備 ・市街地内の防災対策の強化	・市民協働による安全安心なまちづくりの推進 ・想定外にも対応し得るリスクマネジメントの強化
2 人口減少、少子高齢化の進行をふまえた住み続けられるまちづくりへの対応	・地球環境に配慮した身近な生活環境づくりの推進	・高齢者等福祉の充実 ・予防医療や健康づくりの推進 ・子育て支援策の展開	・自らの地域の歴史・文化への理解の促進 ・生涯学習・文化・スポーツ等による豊かで生きがいのある暮らしの充実	・安定的な就業機会の確保・充実	・既存市街地における生活基盤施設の充実 ・生産年齢人口、若年世代やファミリー世代などの吸引と定着 ・住み続けられる環境づくりの推進 ・安全な屋外空間の確保 ・地域公共交通の改善 ・集約型都市構造への誘導	・社会保障費増加の抑制
3 まちの活力や魅力の創造・強化への対応			・本市の特産物、伝統芸能・風土等を活かした新たな「弥富市らしさ」の創出	・農水産業の育成 ・地域商業の維持・活性化の推進 ・企業誘致の継続 ・多彩な観光・交流ビジネスの展開 ・外部への積極的な「弥富市の魅力」の発信	・企業誘致等の継続	
4 市民等との協働・共助の仕組みづくりへの対応	・支え合いのまちづくり(防災・防犯)の推進	・支え合いのまちづくり(福祉)の推進	・支え合いのまちづくり(教育)の推進		・支え合いのまちづくり(住環境)の推進	・様々な国や地域の人々との多文化共生の推進 ・地域コミュニティの強化 ・市民の参加機会の確保 ・男女が活躍できる環境づくりの推進 ・団体等への支援充実
5 持続可能な行財政運営への対応				・安定的な財源の確保	・公共施設の適正配置の推進、長寿命化対策	・効果的な行財政運営 ・職員的能力向上、内部連携の強化 ・周辺自治体との連携強化

計画策定の背景等

基本目標の設定	①いつまでも住み続けたい安全・安心なまち	②笑顔あふれる、健やかで共に支え合うまち	③心豊かで文化を育む人づくりのまち	④人と地域の資源を活かし、にぎわいを生み出すまち	⑤良好な都市基盤が整った便利で快適に暮らせるまち	⑥市民と行政がつながり、共につくるまち
	【生活環境】	【健康・子育て・福祉】	【教育・文化・スポーツ】	【産業・雇用】	【都市基盤】	【協働・行財政】
	施策目標					
	○防災対策の推進 ○消防・救急体制の強化 ○防犯・交通安全対策の推進 ○環境衛生の充実 ○環境対策の推進	○子育て支援の充実 ○高齢者支援の充実 ○健康づくり・医療体制の充実 ○障がい者支援の充実 ○地域福祉の充実	○学校教育の充実 ○生涯学習の充実 ○スポーツの振興 ○文化・芸術の振興 ○青少年の健全育成	○農水産業の振興 ○商工業の振興 ○観光の振興 ○雇用対策・勤労者福祉・消費者保護の充実	○上下水道の充実 ○道路・交通網の充実 ○治水対策の充実 ○市街地の整備 ○公園・緑地の充実 ○住環境の整備 ○港湾地域等の整備促進	○持続的な行財政運営 ○市民協働の推進 ○男女共同参画の推進 ○人権啓発等の推進 ○多様な主体との交流・連携の推進 ○コミュニティの強化 ○情報の共有

基本目標1

いつまでも住みたい安全・安心なまち【生活環境】

- 海拔ゼロメートル地帯という地理的特徴などを十分にふまえ、想定される大規模地震や激甚化する自然災害への備えの強化を図ります。
- 地域の消防体制から広域的な常備消防・救急体制に至る消防力を強化します。
- 市民の日常生活を脅かす事故や犯罪などの防止に努めます。
- 市民の安全・安心を確保していくため、地域の住民相互の支え合いを促します。
- ごみの適正処理やリサイクルなどを進め、地域環境の美化とともに、地球環境への配慮を促します。
- 水と緑の潤いあふれる、水郷・田園環境を活かし、自然の保全はもとより、環境・景観の保全と創造、新エネルギーの導入などを総合的に推進します。

(施策目標)

- 防災対策の推進
- 環境衛生の充実
- 消防・救急体制の強化
- 環境対策の推進
- 防犯・交通安全対策の推進

基本目標2

笑顔あふれる、健やかで共に支え合うまち【健康・子育て・福祉】

- 子どもが生まれ、安心して産み育てることができる子育て支援体制の充実を図ります。
- 高齢者が自立し、生きがいのある生活を送ることのできる環境づくりを推進します。
- 市民の健康寿命*の延伸と、そのための健全な生活習慣の確立に向けた自主的な健康づくり活動を支援します。
- 地域で完結する医療の提供と、医療の質の向上により、市民がいつでも安心して医療が受けられる体制の充実を図ります。
- 障がい者が地域や家庭で自立し、充実した生活を送るための支援体制の充実を図ります。
- 全ての市民が、地域の支え合いやふれあいなどを通して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会環境の整備に努めます。

(施策目標)

- 子育て支援の充実
- 障がい者支援の充実
- 高齢者支援の充実
- 地域福祉の充実
- 健康づくり・医療体制の充実

基本目標3

心豊かで文化を育む人づくりのまち【教育・文化・スポーツ】

- 本市の特性・資源や人材など、地域の教育力を活かした特色ある教育活動や、安全・安心な学校施設の充実に努めます。
- いじめや不登校等の教育課題について、地域や関係諸機関との連携を強化し、また、適応指導教室等を充実させ、課題克服を図っていきます。
- 各世代の学習ニーズを把握し、生涯にわたって学び続け、充実した人生を送ることができるような、生涯学習環境を整えます。
- 市民の日常生活において、いつでも身近に「スポーツ」に親しむことのできる環境の整備に努めます。
- 文化・芸術が身近にあふれ、市民がいきいきと、心豊かに暮らせる環境の整備に努めます。
- 青少年が地域のなかで、様々な体験や世代間の交流が生まれる環境づくりを推進します。

(施策目標)

- 学校教育の充実
- 生涯学習の充実
- スポーツの振興
- 文化・芸術の振興
- 青少年の健全育成

基本目標4

人と地域の資源を活かし、にぎわいを生み出すまち【産業・雇用】

- 農業生産基盤整備を継続し、担い手の育成・確保をはじめ、地域の実情をふまえた、支援策の充実とともに、農業の振興に努めます。
- 地場産業である金魚養殖の一層の振興に努めます。
- 商工会の育成や、これと連携した地域の商店の維持・活性化の推進等により、商業の振興に努めます。
- 交通の要衝としての特性を活かし、港湾地域における、さらなる物流関連企業等の立地誘導や、既存企業の育成等を進めます。
- ICTの活用などを前提とした、本市の特産物の生産や多様な雇用を生み出す基幹産業の振興、活性化を促すとともに、既存ストック及び潜在的な資源を見直し、活かし、情報発信及びPRに努めます。
- 市内での就業の場の確保に資するため、「企業誘致」に継続的に取り組みます。
- 市内で働く人々の、より一層働きやすい環境づくりを推進します。
- 巧妙化する悪質商法に対し、市民の消費生活の安心と安全を図ります。

(施策目標)

- 農水産業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用対策・勤労者福祉・消費者保護の充実

基本目標5

良好な都市基盤が整った便利で快適に暮らせるまち【都市基盤】

- 快適で健康な市民生活に不可欠な安全・安心な水の安定供給や、美しく快適な居住環境づくりと水環境・水循環の視点に立った下水道整備を充実します。
- 名古屋市に近接する交通の要衝のまちとして、市内外の交流を支える、道路・橋梁の維持管理、整備を進めます。
- 本市の地形特性をふまえた、水害等に強い安全・安心な市街地の整備を推進します。
- コンパクトシティ形成の視点により、まち(市街地)と緑のバランスを確保しながら、まちの発展に資する計画的かつ調和のとれた土地利用を進めます。
- まちなかにおける緑の確保や景観づくりに配慮した、市民の身近なレクリエーションの場や、子どもの遊び場を確保するとともに、それらの防災機能の向上に努めます。
- 定住の促進と快適で安全・安心な住まいの確保のための住宅・宅地供給を推進します。
- 本市の新たな活力醸成の核となる港湾地域の整備を促進し、地域経済力の向上を図ります。

(施策目標)

- 上下水道の充実
- 市街地の整備
- 港湾地域等の整備促進
- 道路・交通網の充実
- 公園・緑地の充実
- 治水対策の充実
- 住環境の整備

基本目標6

市民と行政がつながり、共につくるまち【協働・行財政】

- 限られた資源を有効に活用し、「地方分権」の時流をふまえた、自立したまちづくりを進めます。
- 中長期を見据えた財政条件の明確化とともに、公共施設等の適正な維持管理や再編も視野に入れた、行政経営の視点に立った健全な行財政運営を進めます。
- 地域に住まう住民自身、あるいは多様な主体それぞれが、お互いに連携しながら様々な課題を解決していく、協働のまちづくりを進めます。
- 性別や属性に関わりなく、誰もが社会のあらゆる分野に共に参画することができるよう、さらなる意識改革や条件整備を進めます。
- 全ての人がお互いの人権を尊重し共に生きることができる社会づくりに向けて、様々な機会を通じた啓発活動を推進します。
- 介護保険や消費生活相談などの対応について、引き続き広域連携により処理し、地域で共通する様々な広域的な課題の解決に取り組みます。
- 市民活動が活発な地域性等をふまえ、支え合い協力し合う自立した地域づくりに向けた、コミュニティ力の強化を促します。
- 本市の特性・資源を活かした、国内の自治体等との交流活動を推進するとともに、国際社会を意識した人づくり、まちづくりを進めます。
- 市民と行政との情報・意識の共有化を進め、多様な分野における市民や民間の参画・協働を促します。

(施策目標)

- 持続的な行財政運営
- 人権啓発等の推進
- 情報の共有
- 市民協働の推進
- 多様な主体との交流・連携の推進
- 男女共同参画の推進
- コミュニティの強化

第4章 | 基本構想の実現に向けて

基本構想は、市全体及び各分野の今後の方向性を示すものであり、市民と行政の共通目標となるとともに、全ての行政活動の基本となります。この基本構想を実現するためには、以下に掲げる4つの項目を一体的に取り組む必要があります。

1 総合計画の進行管理の実践

総合計画(基本計画)に位置づける施策・事業については、「PDCAサイクル」の構築に基づく、進捗管理を実施します。

また、施策等の評価実施に際しては、「施策目標に対する市民満足度(目標指標)」と主要施策の達成度を示す「成果指標」の設定とともに、当該施策・事業の担当部局による評価だけでなく、市民や有識者など、外部からの複合的な視点をふまえて評価します。

2 協働と自主自立によるまちづくりの普及・実践

多様化・個別化していく市民ニーズの反映や、より豊かな市民生活を構築していくため、自治会等の地域組織、NPO等の活動団体、そして行政が目的意識を共有して、対等の関係で協働するという視点がより必要となってきました。

本計画策定においても、多様な市民参加の機会を設定してきましたが、今後も引き続き、協働に関する情報の提供等、様々な環境整備に努めていくとともに、協働による取組をより一層進め、多様な「主体」がより活躍できる場づくりを推進します。

現在、協働の取組を行っているまちづくり団体やボランティア団体、NPO等に対し、継続的な活動支援や新たな団体等の育成支援を図っていきます。

3 持続可能な行財政運営の推進

今後の財政事情は一層厳しさを増すものと見込まれており、選択と集中の考え方に基づき、中長期的な視点からみた市の重要政策分野について重点的な対応を図り、効率的に施策・事業を推進します。また、変化の激しい社会経済情勢のなかで、計画期間内であっても、施策・事業の改廃や組織体制の「見直し」に柔軟に対応していくものとします。

民間企業経営の考え方である「何のために行うのか」というビジョンの設定、継続的に成長していくための戦略作成、ヒト・モノ・カネ・情報という資源を効率的・効果的に使用し、持続的に発展させていく基本的な考え方を取り入れることにより、本市の特性に応じた、市民から信頼される行財政運営を推進します。

4 「総合戦略」との連動による施策の重点的实施

本市では、平成22年まで増加してきた人口が平成27年に微減となり、その後も減少傾向が見込まれたことから、平成28年2月に人口の現状分析や将来展望を示すビジョンに加え、施策の方向性や具体的な展開をまとめた「弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その後、人口減少対策と地域活性化につながる取組を継続し、住みよい環境の確保、将来にわたって活力ある社会の維持を図るため、「第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

今般、国が第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂したことに伴い新たに策定された総合戦略に加え、愛知県の総合戦略を勘案し、本市でも新たな定住者を増やす取組を推進しつつ、誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するため、「弥富市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定することとしました。なお、本市の目指すべき方向性を同一とする総合計画に総合戦略を包含し、一体的に策定のう え取り組んでいきます。

● 策定経過

【令和4年度】

年月日	主な取組
令和4年8月4日	第1回弥富市総合計画策定委員会 (協議事項) ○第2次弥富市総合計画後期基本計画の策定方針(案)について
令和4年8月29日	第1回弥富市総合計画審議会 ○会長の選任、職務代理者の指名について ○市長の諮問について (協議事項) ○第2次弥富市総合計画後期基本計画の策定方針(案)について (報告事項) ○アンケート(市民・中学生)の実施について ○市民ワークショップの実施について
令和4年9月13日	第2次弥富市総合計画後期基本計画策定における市民アンケート調査の実施 (市内在住16歳以上の男女3,000名に配付、回収率28.8%)
令和4年9月14日	第2次弥富市総合計画後期基本計画策定における中学生アンケート調査の実施 (市内中学2年生380名に配付、回収率87.8%)
令和4年10月4日	総合計画「市民ワークショップ」に向けた学生事前学習プログラムの実施 (全5回)(市民ワークショップに参加する中京大学及び愛知学院大学の学生)
令和4年10月7日	第2次弥富市総合計画後期基本計画策定における職員向けアンケートの実施 (市正規職員316名実施)
令和4年10月21日	第1回 総合計画「市民ワークショップ」の開催
令和4年11月4日	第2回 総合計画「市民ワークショップ」の開催
令和4年11月25日	第3回 総合計画「市民ワークショップ」の開催
令和4年12月12日	第2回弥富市総合計画策定委員会 (報告事項) ○アンケート(市民・中学生)及び市民ワークショップ結果について ○現行計画の中間評価について
令和4年12月16日	第4回 総合計画「市民ワークショップ」の開催
令和4年12月26日	第2回弥富市総合計画審議会 ○審議会委員意見等について (報告事項) ○アンケート(市民・中学生)及び市民ワークショップ結果について ○現行計画の中間評価について

令和5年3月15日	第3回弥富市総合計画策定委員会 (報告事項) ○改正骨子案について
令和5年3月27日	第3回弥富市総合計画審議会 ○審議会委員意見交換 (報告事項) ○改正骨子案について

【令和5年度】

年月日	主な取組
令和5年4月28日	第2次弥富市総合計画後期基本計画策定に係る市民協働研修(職員向け) 講師:地方自治研究者・政策起業家 松下啓一氏 テーマ:「協働」による市民主体の弥富市をめざして-全員野球のまちづくり
令和5年5月22日	第4回弥富市総合計画審議会 (協議事項) ○改正骨子案(修正版)について
令和5年7月31日	第5回弥富市総合計画審議会 (協議事項) ○後期基本計画素案について
令和5年9月25日	第6回弥富市総合計画審議会 (協議事項) ○後期基本計画素案について(継続)
令和5年11月1日 ～12月1日	総合計画後期基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施
令和6年1月15日	第7回弥富市総合計画審議会 (協議事項) ○パブリックコメントの実施結果について ○後期基本計画(案)について
令和6年1月29日	総合計画審議会 答申

● 弥富市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ弥富市の総合計画に関する事項を調査審議させるため、弥富市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、審議会委員として適格であると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第48号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

● 弥富市総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	所属団体等	構成
会長	藤井 勉	愛知学院大学社会連携センター 助教	学識経験者
職務代理人	入江 容子	同志社大学政策学部 教授	学識経験者
委員	釜田 公良	中京大学経済学部 教授	学識経験者
委員	手嶋 正章	名城大学都市情報学部 教授	学識経験者
委員	伊藤 廣	区長会長(令和4年度)	地域団体
	高谷 昇	区長会 代表(令和5年度)	
委員	鬼頭 由美子	女性の会 副会長	女性団体
委員	伊藤 肇章	商工会長	商工業団体
委員	児玉 日佐美	社会福祉協議会 理事	福祉団体
委員	佐藤 博孝	農業委員会 会長	行政関係
委員	葛山 裕司	名古屋港管理組合企画調整室 計画担当課長 (令和4年度)	行政関係
	榊原 進	名古屋港管理組合企画調整室 計画担当課長 (令和5年度)	
委員	南谷 元尚	津島公共職業安定所 長	行政関係
委員	加藤 祥二	愛知県立海翔高等学校 校長(令和4年度)	教育機関
	井上 猛	愛知県立海翔高等学校 校長(令和5年度)	
委員	奥村 明彦	海南病院 長	医療機関
委員	伊藤 善啓	あいち海部農業協同組合十四山支店 長	金融機関
委員	八木 輝治	有限会社鍋八農産 代表取締役	産業界
委員	伊藤 恵造	弥富金魚漁業協同組合 代表理事組合 長	産業界
委員	清水 香菜	丸紅株式会社中部支社 支社長補佐	産業界
委員	東嶋 とも子	愛知県西部防災ボランティアコーディネーター ネットワークの会 代表	NPO
委員	今井 いずみ	公募委員	市民
委員	鈴木 裕一	公募委員	市民

● 弥富市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市のまちづくりの指標となる弥富市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、弥富市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画に係る調査・研究
- (2) 総合計画に係る関係機関との協議・調整
- (3) 総合計画に係る原案策定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委員会)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、構成員以外の者であっても委員長が会議の運営上必要であると認めたとときは、委員会に出席させ、意見を求めることができる。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は副市長とする。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(作業部会)

第4条 計画案の専門的事項を調査研究するため、委員会に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、運営に関する事項は別に定める。
- 3 作業部会は、必要に応じて委員長が招集する。

(幹事会)

第5条 作業部会の調査研究結果の総括事項について、調査・検討するため、委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、運営に関する事項は別に定める。
- 3 幹事会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【別表第1】

◎副市長
教育長
○総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
建設部長
教育部長
議会事務局長

◎は委員長、○はあらかじめ指名した者を示す。

【別表第2】

生活環境部会	◎防災課長	財政課長	環境課長
	市民協働課長	健康推進課長	福祉課長
	介護高齢課長	児童課長	産業振興課長
	土木課長	都市整備課長	下水道課長
	学校教育課長	総務部参事	教育部次長
健康・子育て・福祉部会	◎児童課長	防災課長	市民協働課長
	保険年金課長	健康推進課長	福祉課長
	介護高齢課長	都市整備課長	学校教育課長
	総務部参事	教育部次長	十四山支所長
	総合福祉センター所長		
教育・文化・スポーツ部会	◎生涯学習課長	児童課長	学校教育課長
	歴史民俗資料館長	図書館長	総務部参事
	教育部次長		
産業・雇用部会	◎産業振興課長	観光課長	総務部参事

都市基盤部会	◎都市整備課長	企画政策課長	防災課長
	環境課長	市民協働課長	産業振興課長
	土木課長	下水道課長	総務部参事
協働・行財政部会	◎市民協働課長	総務課長	財政課長
	人事秘書課長	企画政策課長	収納課長
	福祉課長	児童課長	総務部参事
	会計管理者	監査委員事務局長	税務課長
	市民課長	議事課長	

◎は作業部会の部会長及び幹事会の幹事とし、企画政策課長を幹事会の会長とする。

● 総合計画諮問・答申

【 諮問文 】

4 弥 企 第 1 2 号
令和4年8月29日

弥富市総合計画審議会会長 様

弥富市長 安藤 正 明

第2次弥富市総合計画について(諮問)

弥富市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、第2次弥富市総合計画(後期基本計画)の策定について、貴審議会の意見を求めます。

令和6年1月29日

弥富市長 安藤正明様

弥富市総合計画審議会
会長 藤井 勉

第2次弥富市総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和4年8月29日付け4弥企第12号で諮問のありました第2次弥富市総合計画（後期基本計画）について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり計画案を取りまとめましたので、答申します。

なお、計画の策定及び実施にあたり、下記事項に留意いただき、まちの将来像『地域でつくる「人・自然・文化」の調和 輝く未来へ繋ぐまち・弥富』の実現に向け、着実に取組を進められることを要望します。

記

- 1 急速に進行する人口減少や高齢化への対策を講じるとともに、現在住んでいる市民の暮らしやすさを高めるため、“ひと”と“ひと”とが繋がり、市民一人ひとりが主役となって活躍できる快適なまちづくりを目指すこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症の流行により抑制・停滞した市民活動等を「楽しい」を前面に再開し、底上げを図っていくこと。
- 3 コロナ禍により市民自らが正確な情報を収集し、適切な行動に移すことの重要性が再認識されたことに伴い、必要な情報を的確・迅速に、市民ニーズに沿った提供を行うこと。
- 4 社会のデジタル化・DXが急展開し、市民生活の利便性が向上する中、全ての市民がデジタル化の恩恵を享受できるよう、行政分野のDXを推進するとともに、情報格差の解消や情報の入手・利用が困難な方への支援を行うこと。
- 5 後期基本計画に基づき、毎年、具体的な取組について戦略的な実施計画を定め、より効果的・効率的な取組となるよう進捗状況を的確に把握・検証し、市民に寄り添った行政サービスの提供を展開すること。

第2次弥富市総合計画後期基本計画

発行 弥富市 令和6年3月

編集 弥富市総務部企画政策課

〒498-8501 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地

TEL : 0567(65)1111

FAX : 0567(67)4011

URL : <https://www.city.yatomi.lg.jp>

